

しょうがいしゃさべつきんし けっかくじょうこう  
障害者差別禁止と欠格条項 せいどかいかくすいしんかいぎ ていあん  
—制度改革推進会議への提案  
として

けっかくじょうこう ほうせいど しょうへきじよきよ かだい ぶつり ほうせいど ぶんか  
欠格条項は法制度の障壁除去の課題として、「物理、法制度、文化・

じょうほう いしき よつ しょうへき じよきよ しんちようきけいかく かか い  
情報、意識」という四つの障壁の除去を新長期計画(1993)で掲げて以

らい せいふ とく  
来、政府としても取り組まれてきたことです。

ほうりつ しょうがいしゃけっかくじょうこう げんざい のこ さべつきんし ていしよく  
1. 法律に障害者欠格条項が現在も残されており差別禁止に抵触

てっぱい さべつきんしほう もと ひょう  
します。これらを撤廃する差別禁止法が求められています。→ 表 1

ほうりつ けっかくじょうこう じりき つうきん たんどく しょくむすいこう  
2. 法律の欠格条項はなくとも、「自力で通勤し単独で職務遂行できる」

かつじいんさつぶん たいおう じゆけんしかく もんぜんばらい  
「活字印刷文に対応できる」といった受験資格による門前払いや、

しゅわつうやくしゃ はいりよ おこな しけん おうこう  
手話通訳者をつけるなどの配慮を行わない試験が横行しています。そのよう

しけん さべつ ひつよう ひょう しりょう  
な試験における差別をなくす必要があります。→ 表 2, 資料

ほうりつ けっかくじょうこう じゆけんしかく いりぐち もう  
3. 法律の欠格条項も、受験資格も、入口に設けられたバリアであり、

いりぐち はい はい じゅうよう  
入口のバリアをなくさなければ入ることもできませんが、入ってからのことも重要で

がっこう しょくば せいかつじょう かいじょ じょうほう ほしょう つうやく  
す。学校や職場や生活上の介助や情報アクセスを保障する通訳など、

こじん せいど ひつよう  
個人をトータルにサポートできる制度が必要です。

うえ てん けっかくじょうこう てっぱい とく かにいで  
4. 上の3点は、いずれも、欠格条項の撤廃にむけて取り組む過程で出てきた

おおひと けいけん こえ よ かだい  
ことであり、多くの人の経験や声が寄せられている課題です。

しょうがいしゃせいどかいかくすいしんかいぎ ろんてん けんとうさぎょう なか いち  
障害者制度改革推進会議の論点・検討作業の中に位置づけることを

ていあん  
提案します。

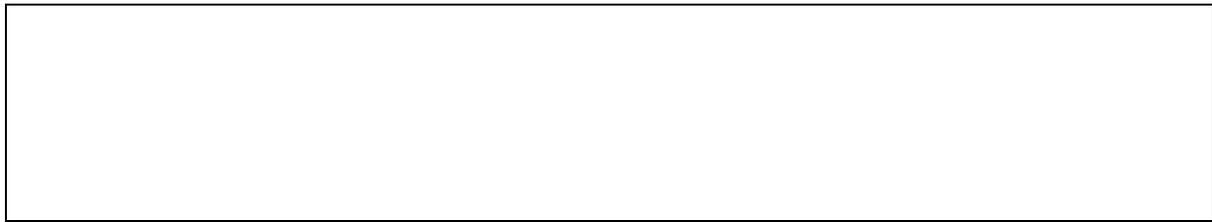
ひょう いま しょうがいしゃけっかくじょうこう  
**表 1 今もこれだけある障害者欠格条項**

みなおたいしょうせいどかぎつぎせいどそうたいてきけっかくのこ  
 見直し対象63制度に限っても、次の53制度が相対的欠格として残されています

そうたいてきけっかくめんきよあたなどこういしごと  
 す。相対的欠格とは、「免許を与えないことがある」等として、行為や仕事で

しょうがいかんけいしんさ  
 きるかを障害との関係で審査するものです。

<p>ま しあつし しまた しいしいやくひんなど いっぱん                  あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師、医師、医薬品等の一般</p> <p>はんばいぎょうなど いやくひんなど せいぞうぎょうなど いっぱんろうどうしゃ しゅうぎょう えいせい                  販売業等、医薬品等の製造業等、一般労働者の就業、衛生</p> <p>かんりしゃ さぎょうしゅにんしゃ など うんてん かちくじんこうじゅせいし かやくるいと                  管理者・作業主任者・クレーン等の運転、家畜人工授精師、火薬類取</p> <p>あつか かいりょうじゅうたく たんしんにゆうきよ かいぎしけん じえいかん かいぎじゅうじしゃ                  扱、改良住宅への単身入居、海技試験（自衛艦）、海技従事者</p> <p>こっかしけん いっぱんせん がいこくじん じょうりくせいげん ぎしそוגしきゅうきゅうきゅうめいし                  国家試験（一般船）、外国人の上陸制限、義肢装具士、救急救命士、</p> <p>けいびいん せいげん けいびいんしどうきょういくせきになんしゃ きかい けいび ぎょうむ かんりしゃ                  警備員の制限、警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者、</p> <p>けいびいん など けいびぎょう さいばい けんせつ きかい せこう げんご ちょうかくし                  警備員等、警備業、けしの栽培、建設機械施工、言語聴覚士、</p> <p>こうえいじゅうたく たんしんにゆうきよ こうくうきの くみ こっかこうむいん しゅうぎょう                  公営住宅への単身入居、航空機乗り組、国家公務員の就業、</p> <p>していしゃげきじょう せつちしゃおよかんりしゃ しのうくんれんし しかいし しかえいせいし しか                  指定射撃場の設置者及び管理者、視能訓練士、歯科医師、歯科衛生士、歯科</p> <p>ぎこうし じどうしゃなど うんてん しゅりょう じゅうどうせいふくし じゅういし しんりょうほうしゃせん                  技工士、自動車等の運転、狩猟、柔道整復師、獣医師、診療放射線</p> <p>ぎし みずさきになん せんぱくじょうむ しんたいけんさきじゅん つうやくあんないぎょう てっぽう                  技師、水先人、船舶乗務のための身体検査基準、通訳案内業、鉄砲</p> <p>また どうけんるいしよじ どうりょくしゃ そうじゅうしゃ うんてん とくていどくぶつけんきゅうしゃ                  又は刀剣類所持、動力車操縦者運転、特定毒物研究者、</p> <p>どくぶつげきぶつとりあつかいせきになんしゃ びようしほけんし じょさんし かんごしまた じゅんかんごし                  毒物劇物取扱責任者、美容師、保健師、助産師、看護師又は准看護師、</p> <p>ほうしゃせいどういげんそなど しょう はんばいなど ほうしゃせいどういげんそまた おせん                  放射性同位元素等の使用、販売等、放射性同位元素又はこれに汚染され</p> <p>もの とりあつか なら ほうしゃせんはっせいそうち しょう まやく ゆにゆうなど むせん                  た物の取扱い並びに放射線発生装置の使用、麻薬の輸入等、無線</p> <p>じゅうじしゃ やつきょくかいせつきよかやくざいしりがくりょうほうし さぎょうりょうほうしりょうし                  従事者、薬局開設許可、薬剤師、理学療法士・作業療法士、理容師、</p>
--

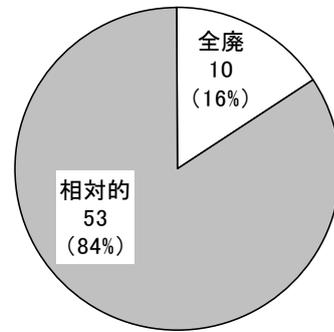
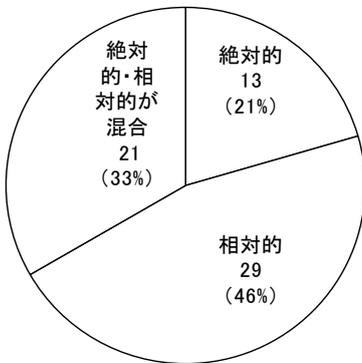


せいふみなお たいしょう せいど へんか とも しかく ちょうげん しんしん せいしんしょうがいしゃ けっかく  
 政府見直し対象63制度の変化(共に、視覚・聴言・心身・精神障害者の欠格

じょうこう しゅうけい  
 条項のみを集計)

みなおいぜん ねん  
 見直し以前 2000年

みなおいご ねん  
 見直し以後 2009年



ひょう しょうがいしゃ しけん おうこう もんぜんばら  
**表2 障害者むけ試験でも横行する門前払い**

ひょう とうふけん しんたいしょうがいしゃ たいしょう しょくいんさいようしけん おも  
 この表は、都道府県の身体障害者を対象にした職員採用試験の、主に

いっばんじむしょく しょうがいしゃたいしょう しけん つうきん きんむ  
 一般事務職についてです。障害者対象の試験にもかかわらず、通勤や勤務にサポート

じゅけんしかく てんじ じゅけん めいき とうふけん  
 がいないことを受験資格にしており、点字で受験できると明記しているのは20都道府県、

しゅわつうやく ひつよう じゅけんもうしこみしょ き とうふけん  
 手話通訳の必要を受験申込書で聞いているのは22都道府県だけです。

きごう くるまる しろまる ばんめ ほっかいどう じりき つうきん  
 記号の黒丸●は「あり」、白丸○は「なし」で、1番目の北海道は、自力で通勤できる・

かいじょしゃ しょくむすいこう こうとう しけん めんせつしけん たいおう かつじいんさつぶん  
 介助者なしで職務遂行できる・口頭の試験(面接試験)に対応できる・活字印刷文に

たいおう じゅけんしかく てんじしけん しゅわつうやく しけん  
 対応できる・という受験資格はいずれも「ない」。そして、点字試験、手話通訳をつけた試験が

ほっかいどう ひょう かつじいんさつぶん たいおう  
 「ある」です。北海道のようなところは表のとおりわずかです。「活字印刷文に対応できる」と

じゅけんしかく てんじしけん おこな いみ てんじ もんぜんばらい  
 いう 受験資格は、点字試験を行わないことを意味し、点字ユーザーを門前払いしています。

こうとう しけん たいおう じゅけんしかく しゅわつうやく もじつうやく  
 また、「口頭の試験に対応できる」受験資格はないところでも、手話通訳や文字通訳をつけない

じったい すく  
 実態が少なからずみられます。

ねん がつ しょうがいしゃけっかくじょうこう かいしら  
 2009年8-12月 障害者欠格条項をなくす会調べ

	自治体名	受験資格の記述				試験において	
		自力通勤	介助なし勤務	口頭面接	活字印刷文	点字試験	手話通訳
1	北海道	○	○	○	○	●	●
2	青森県	●	●	○	○	●	
3	岩手県	●	●	○	○	●	●
4	宮城県	●	●	○	○	●	●
5	秋田県	●	●	○	○	●	●
6	山形県	●	●	○	●	○	
7	福島県	●	●	○	●	○	●
8	茨城県	●	●	○	●		
9	栃木県	●	●	○	●		●
10	群馬県						
11	埼玉県	●	●	○	○	●	
12	千葉県	●	●	○	○	●	●
13	東京都	●	●	○	●		
14	神奈川県	●	●	○	○	●	●
15	新潟県	●	●	○	●		
16	富山県						
17	石川県	●	●	○	●		
18	福井県	●	●	○	●		
19	山梨県	●	●	○	●		
20	長野県	●	●	○	●	○	●
21	岐阜県	●	●	○	●		
22	静岡県	○	○	○	○	●	○
23	愛知県	●	●	○	●	○	●
24	三重県	●	●	○	●	○	●
25	滋賀県	○	●	○	●	○	●
26	京都府	●	●	○	○	●	
27	大阪府	○	○	○	○	●	●
28	兵庫県	○	○	○	○	●	●
29	奈良県	●	●	○	●	○	●
30	和歌山県	●	●	○	○	●	●
31	鳥取県	○	●	○	●	○	○
32	島根県	●	●	○	●	○	●
33	岡山県	●	●	○	●	○	
34	広島県	●	●	○	●		
35	山口県	●	●	○	●		
36	徳島県	●	●	●	●	○	○
37	香川県	●	●	○	●	○	○
38	愛媛県	●	●	●	●	○	○
39	高知県	●	●	○	○	●	○
40	福岡県	●	●	○	○	●	●
41	佐賀県	○	●	○	●		
42	長崎県	●	●	○	○	●	●
43	熊本県	●	●	○	○	●	●
44	大分県	●	●	○	●	○	●
45	宮崎県	●	●	○	○	●	●
46	鹿児島県	●	●	○	○	●	
47	沖縄県	●	●	○	○	●	

# 点字実施20道府県のみ

## 身障者枠公務員試験

民間団体調べ

身体障害のある受験者に限定した都道府県の公務員採用試験（特別枠）で、点字受験を認めているのは半数以下の20道府県しかないことが、「障害者欠格条項をなくす会」（東京都）の調査で分かった。既に毎日新聞の調査で、政令市と県庁所在市など計51自治体の一般事務職試験で点字受験できるのは6割未満と判明。身体障害者向けに限った試験でも、多くの自治体が視覚・聴覚障害者の受験を制限している実態が明らかになった。

（8面に関連記事）

調査は、各自治体の者対象の職採用試験の方法で実施。特別枠が対象。公式ホームページに「案内など（一部に学校試験がない群馬、富山）」と明記している身体障害者事務を含む）を確保す

（障害者欠格条項をなくす会調べ。一部に学校事務を含む）

話通手城田島木栗川野知里賀阪印良山根岡崎本分崎  
手北岩宮秋福栃干神長愛三滋大兵奈郡島福長熊大宮  
点北岩宮秋福千神京大兵郡高福長熊宮鹿神  
字通森手城田玉栗川岡都阪印山知岡崎本崎島鹿  
点北岩宮秋福千神京大兵郡高福長熊宮鹿神

◆点字受験できると明記、手話通訳者に関する記述がある道府県◆

とを明記しているのは、北海道▽青森▽岩手▽宮城▽秋田▽埼玉▽千葉▽神奈川▽静岡▽京都▽大阪▽兵庫▽和歌山▽高知▽福岡▽長崎▽熊本▽宮崎▽鹿

点字の交生証2009年

児島▽沖縄の計20道府県。一方、東京▽長野▽奈良など多くの自治体が受験資格に「活字印刷文に対応できる」と明記し、視覚障害者を制限している。また、手話通訳者の要・不要を問うなどの記述が確認できたのは22道府県のみ。徳島、

愛媛両県は受験資格に「口頭による試験に対応できること」などと明記して手話通訳を認めず、それ以外の自治体も大半は手話通訳を想定していない。同会事務局長で聴覚障害のある白井久美子さんは「活字の文字や音声の言語を扱えなければ、仕事ができないという思い込みが極めて強いのではないか。明らかに差別で、是正すべきだ」と話している。【遠藤哲也】

障害者の権利に詳しい佛教大社会福祉学部の中田智恵海教授（障害者福祉）の話。障害者の種別によって採用で門前払いをするのは言語通断だ。障害の有無を超えて共に暮らし、働くことを目指す共生社会の流れに逆行する。障害に基づき差別を禁じた国連の障害者権利条約の批准と国内の法整備が急務だ。